

# 発行手続きにおける 外部委託契約規定（第2版）

---



一般財団法人

オープンバッジ・ネットワーク

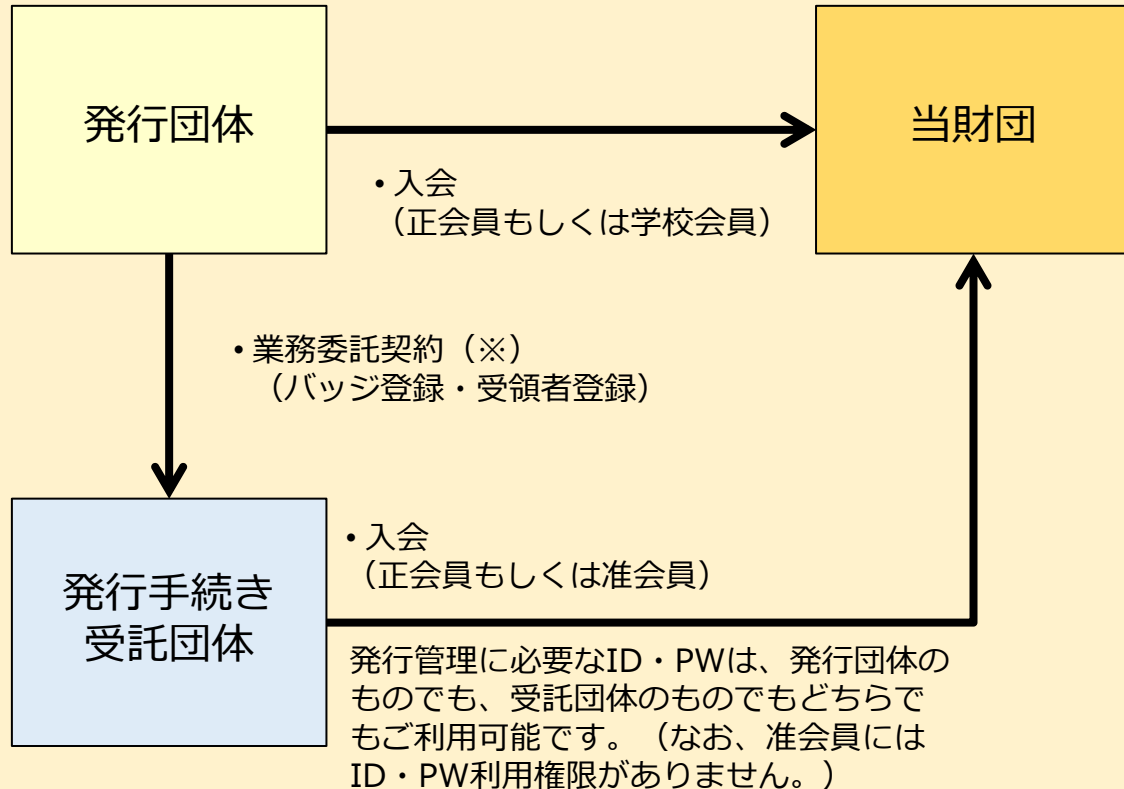
2022年3月11日

# 発行手続きの外部委託にかかる規定

オープンバッジの発行手続きについて、発行団体が外部に委託する場合、下図の2つの方式がございます。いずれも、発行団体には当財団にご入会いただく必要がございます。ご理解・ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

両者間の業務委託契約（下図※）の内容については特に指定はありません。また、その**対価は任意で設定ください**。ただし、**締結文書は当財団に写しをご提出（締結後でも可）ください**。発行団体におかれましては、当財団の会員規約およびオープンバッジ発行サービス契約約款について、**発行手続き受託団体にも同等の責務**を順守いただくという責務がございます。業務委託契約にもその旨ご記載いただきますようお願いいたします。

## 方式① 発行手続きの受託団体も入会する



## 方式② 発行手続きの受託団体は入会しない

